

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	せり人登録の更新	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第13条第1項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(せり人の登録の更新)</p> <p>第13条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、規則で定めるところにより、登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前条第4項(第3号を除く。)及び第5項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。</p> <p>* せり人登録更新申請書は、別紙様式第4号とする。</p>	
	参 考 事 項	徳島市中央卸売市場業務条例第12条
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 30日(休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)